明治三十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

財政

地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見（総務省）　一

〔資料〕

四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一六（平成二十八）年一～三月期）（内閣府）　二六

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　二六

特殊法人等

日本弁護士連合会懲戒の処分・懲戒処分取消訴訟の判決確定関係　四六

地方公共団体

行旅死亡人関係　四六

会社その他

会社決算公告　五〇

○

△

○

官庁報告

財政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十八年六月二日　総務大臣　山本　早苗

地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見

平成28年5月13日
地方財政審議会

当審議会は、地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに　～住民の安心・安全に向けた課題克服のために～

平成27年国勢調査による我が国の人口は１億2,711万人となった。前回（平成22年）調査に比べ、94万７千人の減少となり、大正９年の調査開始以来、初めての人口減少となった。人口の増減や転出転入、高齢化等の状況は地域ごとに異なるが、多くの道府県及び市町村で人口が減少[1]しており、地域社会の持続可能性についての不安と危機意識が高まっている。

こうした中でも、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、住民の生活の安心・安全を確保することにより、人々が住み慣れた地域で快適に生活を営み、地域の特性を活かした産業や雇用が生み出される、豊かな地域社会が維持されることが求められる。住民を始めとする多様な個人や団体と連携・協働しながら、創意工夫を凝らして地方の創生に取り組む自治体の動きが本格化している。

また、東日本大震災の発生から５年が経過し、未だ復興の途上にある中で、今年４月に九州地方で発生した平成28年熊本地震は、改めて自然災害の恐ろしさを見せつけた。東日本大震災や熊本地震の被災地に対しては、多数の応援職員が派遣されるなど、国・地方をあげた支援が行われているが、地震や噴火を始め自然災害の多発・多様化の傾向もあり、平時からの災害への備えも、待ったなしに地方自治体に求められる課題である。

近く、政府は、いわゆる骨太の方針において、経済財政運営と改革の基本方針を示すこととなるが、国の財政と並ぶ車の両輪として重要な役割を担う地方財政についても、その主要な項目として議論が行われている。

このような状況に鑑み、当審議会は、目指すべき地域の姿と地方財政の姿を掲げた上で、地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革に対する考え方を示すこととした。

第一　目指すべき地域の姿と地方財政の姿

１　目指すべき地域の姿

⑴　住民生活の安心・安全の確保

高齢化や人口の増減、移動の状況等が今後の日本社会にもたらす影響は全国一律ではない。例えば、首都圏では急速な高齢化の進行や、単独世帯の高齢者の急増が見込まれており、介護や医療サービスの提供体制や担い手の確保が大きな課題となる。一方、中山間地や離島・過疎などの条件不利地域では、日常の移動手段や医療など住民生活に不可欠な生活サービスをいかに確保していくかが、地域全体を維持する上で大きな課題となる。

このように、地域ごとに異なる課題を抱える中でも、それぞれの地域において、住民に身近な存在である地方自治体が行政サービスを安定的に提供し、住民の安心・安全を確保することが重要である。